

○一部事務組合下田メディカルセンター職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成9年4月25日  
共立湊病院組合条例第8号

改正 平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号

改正 平成25年2月27日一部事務組合下田メディカルセンター条例第1号

改正 令和2年2月19日一部事務組合下田メディカルセンター条例第3号

改正 令和5年2月14日一部事務組合下田メディカルセンター条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、一部事務組合下田メディカルセンター職員（以下「職員」という。）の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果については、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年下田市条例第22号）の例による。

(委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号）

この条例は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年2月27日一部事務組合下田メディカルセンター条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月19日一部事務組合下田メディカルセンター条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月14日一部事務組合下田メディカルセンター条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。